6　法第六十六条の九の二第六項第五号に規定するその他財務省令で定めるデリバティブ取引は、部分対象外国関係法人が行うデリバティブ取引のうち前条第十一項及び第十二項の規定の例によるものとした場合に同条第十一項に規定するデリバティブ取引とされるデリバティブ取引とする。

7　前条第十三項及び第十四項の規定は、法第六十六条の九の二第六項第六号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。

8　法第六十六条の九の二第六項第七号並びに施行令第三十九条の二十の四第十項及び第二十項において準用する施行令第三十九条の十七の三第十四項に規定する財務省令で定める取引は、部分対象外国関係法人が行つた取引（法第六十六条の九の二第六項第一号から第六号までに掲げる金額に係る利益の額又は損失の額（これらに類する利益の額又は損失の額を含む。）を生じさせる資産の運用、保有、譲渡、貸付けその他の行為により生ずる利益の額又は損失の額（当該各号に掲げる金額に係る利益の額又は損失の額を除く。）に係る取引に限る。以下この項において同じ。）のうち、前条第七項から第九項までの規定の例によるものとした場合に法人税法第六十一条の六第一項各号に掲げる損失を減少させるために行つた取引とされる取引とする。

9　前条第六項の規定は、部分対象外国関係法人の行うデリバティブ取引に係る法第六十六条の九の二第六項第十一号ホに規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。

10　前条第十三項及び第十四項の規定は、法第六十六条の九の二第六項第十一号ヘに規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。

第二十二条の十九の三の見出し中「恒久的施設を有しない」を削る。

第二十二条の二十中「営む」を「行う」に、「営まれる」を「行われる」に改め、「株式交換完全子法人」の下に「（法人税法第二条第十二号の六に規定する株式交換完全子法人をいう。）」を加え、「同号の株式交換完全親法人」を「施行令第三十九条の三十四の三第四項第一号の株式交換完全親法人（法人税法第二条第十二号の六の三に規定する株式交換完全親法人をいう。）」に、「同号の相互に関連することに該当するかどうかの判定に」を「施行令第三十九条の三十四の三第四項第一号の相互に関連することに該当するかどうかの判定に」に改める。

第二十二条の二十二の次に次の節名を付する。

第二節　連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例等

第二十二条の二十三第一項及び第二項を次のように改める。

施行令第三十九条の三十九第二項第二号に規定する財務省令で定めるものは、同号の情報の解析に必要な確率論及び統計学に関する知識並びに情報処理（情報処理の促進に関する法律第二条第一項に規定する情報処理をいう。）に関して必要な知識を有すると認められる者（次項において「情報解析専門家」という。）により情報の解析を行う専用のソフトウエア（情報の解析を行う機能を有するソフトウエアで、当該専用のソフトウエアに準ずるものを含む。）を用いて行われる分析とする。

2　施行令第三十九条の三十九第三項第二号イに規定する財務省令で定める者は、情報解析専門家でその専門的な知識をもつて同号に掲げる試験研究の業務に専ら従事する者とする。

第二十二条の二十三第三項から第十一項までを削り、同条第十二項中「第三十九条の三十九第十二項の」を「第三十九条の三十九第八項の」に、「第十七項において同じ。」の連結親法人」を「第八項において「同条第十二項」を「同条第八項」に、「第十七項において「分割等」を「第八項において「分割等」に改め、同項第三号中「第三十九条の三十九第十二項」を「第三十九条の三十九第八項」に、「第十七項」を「第八項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第四項とし、同条第十四項中「第三十九条の三十九第十二項」を「第三十九条の三十九第八項」に、「第二十七条の四第十一項」を「第二十七条の四第九項」に、「第十六項及び第十七項第五号」を「第七項及び第八項第五号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第十五項中「第二十七条の四第十一項」を「第二十七条の四第九項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十六項中「第十三項又は第十四項の処分（第二十条第十三項又は第十四項の処分（第二十条第四項又は第五項の処分をいう。）を「第四項又は第五項の処分（第二十条第十三項又は第十四項の処分（第二十条第四項又は第五項の処分をいう。）を「第六十八条の九第六項第七号」に、「第六十八条の九第八項第四号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十七項中「第三十九条の三十九第十二項の」を「第三十九条の三十九第八項の」に改め、同項第五号中「含む連結事業年度」の下に「（当該連結事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該連結事業年度の前日までの期間内に開始した各連結事業年度（当該開始の日前三年以内に開始した連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日）から起算して三年前の日から当該分割等の日を含む連結事業年度（当該分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。以下この号において「分割等連結事業年度」という。）開始の日の前日までの期間内に開始し、又は分割承継法人等の当該分割等の日を含む連結事業年度に係る同項に規定する連結親法人事業年度開始の日（当該分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日）から起算して三年前の日から当該分割等連結事業年度開始の日の前日までの期間内に終了した当該分割法人等の各連結事業年度（その開始し、又は終了した」に、「当該事業年度」を「当該事業年度とし、当該分割等連結事業年度開始の日が当該分割承継法人等の当該分割等の日を含む連結事業年度（当該分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。以下この号において「分割承継等連結事業年度」という。）開始の日前である場合には当該分割等連結事業年度開始の日から当該分割承継等連結事業年度開始の日の前日までの期間を含む。」に、「第三十九条の三十九第十二項」を「第三十九条の三十九第八項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十八項中「第三十九条の三十九第十四項」を「第三十九条の三十九第十項」に、「同条第十四項」を「同条第十項」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の九項を加える。

10　施行令第三十九条の三十九第十二項第一号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　施行令第三十九条の三十九第十二項第一号に掲げる試験研究（以下この項において「試験研究」という。）の目的及び内容

二　当該試験研究の実施期間

三　当該試験研究に係る施行令第三十九条の三十九第十二項第一号に規定する大学等（以下この条において「大学等」という。）の名称及び所在地並びに当該大学等の長の氏名

四　当該試験研究の実施場所

五　当該試験研究の用に供される設備の明細

六　当該試験研究に直接従事する研究者の氏名

七　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法

11　施行令第三十九条の三十九第十二項第二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　施行令第三十九条の三十九第十二項第二号に掲げる試験研究（以下この項において「試験研究」という。）の目的及び内容

二　当該試験研究の実施期間

三　当該試験研究に係る施行令第三十九条の三十九第十二項第二号に規定する他の者（第十九項第二号イ及びロにおいて「他の者」という。）の氏名又は名称及び代表者の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

四　当該試験研究の実施場所

五　当該試験研究の用に供される設備の明細

六　当該試験研究に直接従事する研究者の氏名

七　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法

12　施行令第三十九条の三十九第十二項第三号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　施行令第三十九条の三十九第十二項第三号に掲げる試験研究（以下この項において「試験研究」という。）の目的及び内容

二　当該試験研究の実施期間

三　当該試験研究の実施場所